

特定健診だより

No.75(令和8年 7 月号)

令和7年度実施分の特定健診等費用の請求について

今回は請求データの提出期限について説明します。

1 令和7年度実施分の特定健診等費用の請求について

- 平成 21 年 5 月 15 日に厚生労働省が発出した保発第 0515001 号において、保険者は毎年 11 月 1 日までに、前年度に実施した特定健診等の結果を国へ報告することとなっております。
⇒この報告をもって令和7年度の健診等受診率が確定されます。
- そのため、令和7年度実施分の特定健診等の結果が確定しており、まだ費用請求が済んでいない場合は、9月受付(9月7日(月)必着)までにご提出ください。

〇よくあるご質問

Q1. 保健指導が完了していない場合は、どうすればいいのでしょうか。

A1. 必ずしも令和7年度実施分の請求データを9月受付までにご提出いただくわけではありません。
保健指導完了後、請求データ作成のうえ、ご提出ください。

Q2. 10月受付以降に令和7年度実施分の特定健診等の費用請求を行った場合はどうなりますか。

A2. 費用決済に関して特段の制限はありませんので、通常通り費用の支払いが可能です。

Q3. 請求データが提出締切日の9月7日(月)までの提出に間に合いません。

A3. 受付日までに請求データが間に合わない場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

Q4. 土日祝祭日に請求データを持参しても受付は可能でしょうか。

A4. 土日祝祭日は閉所となっているため受付ができません。

請求データの提出が毎月の受付日を過ぎた場合は、原則翌月受付分として処理されますのでご注意ください。

※受付日については特定健診だより No.72 参照

(下記の国会 HP より取得可能)

期日までの提出に
ご協力をお願いします。



宮崎県国民健康保険
イメージキャラクター「オレンブン」

〔連絡先〕 宮崎県国民健康保険団体連合会 保険者支援課 保険者支援係 (本館2階)

住所: 宮崎市下原町231-1

TEL: (0985) 25-5208 FAX: (0985) 31-4388

国会HP: <https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp/health/>

検索

